春の歌　運営規程

〈事業の目的〉

1. 株式会社縹色が設置する春の歌（以下「事業所」という。)において実施する指定小規模多機能

型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する

ために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状

態（要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定小規模多機能型

居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供することを目的とする。

〈運営の方針〉

1. 事業の提供に当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報そ

の他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

２　事業の提供に当たっては、要介護状態（要支援状態）となった場合においても、心身の特性を踏まえ

て、その利用者が可能な限り住み慣れた居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと

ができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせて、家

庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機

能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持また

は向上を目指すものとする。

３　事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的

に行う。

４　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるも

のとする。

５　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス、地域住民等との連携に努

めるものとする。

６　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に

対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

７　事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。

〈事業の運営〉

1. 事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わ

ない。

〈事業所の名称等〉

第4条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名　称　　春の歌

所在地　　札幌市北区拓北４条３丁目１２番１６号

〈従業者の職種、員数及び職務の内容〉

第5条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　1名（常勤・「介護支援専門員・介護職員」と兼務）

　　　　管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法

令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項におい

て指揮命令を行う。

（２）介護支援専門員　2名（常勤・「管理者・介護職員」「介護職員」と兼務）

　　　　介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関、地域包括支援センター等との連絡・調整を行

う。

（３）介護従業者

ア　介護職員７名（常勤・専従職員３人、常勤・兼務２人、非常勤・専従職員２人）

イ　看護職員２名（非常勤・専従２名）

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

〈営業日及び営業時間〉

第6条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

（１）営業日　　　365日

（２）営業時間　　通いサービス　基本時間　９：３０から１６：００まで

　　　　　　　　　　宿泊サービス　基本時間　１６：００から９：３０まで

　　　　　　　　　　訪問サービス　24時間

〈登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員〉

第7条　事業所の登録定員は１２名とする。

２　事業所の通いサービスの利用定員は６名とする。

３　事業所の宿泊サービスの利用定員は２名とする。

〈事業の内容〉

第8条　事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行う。

（１）介護計画の作成

（２）相談、援助等

（３）通いサービス及び宿泊サービスに関する内容

　　ア　介護サービス（移動、排せつの介助、見守り等）

　　イ　健康のチェック

　　ウ　機能訓練

　　エ　入浴サービス

　　オ　食事サービス

カ　送迎サービス

（４）訪問サービスに関する内容

　　ア　排せつ、食事、入浴、清拭、体位変換等の身体の介護

　　イ　調理、住居の掃除、生活必需品の買い物等の生活援助

　　ウ　安否確認、見守り

〈小規模多機能型居宅介護計画の作成〉

第9条　介護支援専門員は、事業のサービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続す

ることができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及

びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合

わせ、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載し

た小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

２　介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じて作成した小規模多機能型居宅介護計画について、

利用者及びその家族に対して説明し、同意を得る。

３　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介

護計画を利用者に交付する。

４　小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提

供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものと

する。

〈利用料〉

第10条　事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。また、そ

のサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の

額とする。ただし、支給限度額を超えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とする。

なお、法定代理受領サービスに該当しない利用料については、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（１）食事の提供に要する費用

　　①朝食300円／食

　　②昼食500円／食

　　③夕食500円／食

　　④おやつ100円／回

　　（２）宿泊費　3,000円／泊

　　（３）外出や日常活動費は都度実費負担

（４）その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当

と認められるものは実費負担とする（オムツ類など）

〈通常の事業の実施地域〉

第１１条　通常の事業の実施地域は、札幌市北区（拓北、篠路、上篠路、あいの里、太平、百合が原、東茨戸）とする。

〈サービス利用に当たっての留意事項〉

第1２条　利用者が事業の提供を受ける際に、利用者及びその家族が留意すべき事項は次の通りとする。

　１　利用者が事業所の設備等を利用する際には、従業者の支援のもとで利用すること。

　２　利用者の体調によっては入浴等を中止する場合があること。

　３　利用者及びその家族は、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に

連絡し、心身の状況に応じた利用を心がけること。

４　利用者及びその家族は他の利用者及び従業者に対して、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力、

暴言等を行ってはならない。

〈衛生管理等〉

第１３条　　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に

努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずる。

２　食中毒及び感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講ずる。

３　管理者は従業者に対して衛生管理、又は食中毒及び感染症に関する研修を定期的に実施し、従業者が必要な知識を習得するための措置を適切に講ずる。

〈緊急時等における対応方法〉

第１４条　従業者は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じ

たときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連

絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

２　事業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に

連絡するとともに、必要な処理を講じなければならない。

３　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録をするとともに、その原因

を解明し、再発を防止するため必要な措置を講ずる。

４　事業者は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やか

に行わなければならない。

〈非常災害対策〉

第１５条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火

気・消防等についての責任者を定め、消化、通報及び避難の訓練を年２回以上定期的に行う。

２　非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体

制を構築するよう努めるものとする。

〈苦情対応〉

第１６条　事業者は、自らが提供したサービスに係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応

する。

　２　事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因

を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。

３　事業者は、提供した事業に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若

しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力する

とともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

４　事業者は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力

するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って

必要な改善を行う。

〈個人情報の保護〉

第１７条　事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生

労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵

守し適切な取り扱いに努める。

２　事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的

では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書

面により得るものとする。

〈虐待防止に関する事項〉

第１８条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの

とする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

1. 虐待防止のための指針を整備する。
2. 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
3. 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

２　事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）によ

る虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

〈身体的拘束等〉

第１９条　事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場

合を除き、身体的拘束その他行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、

その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。。

〈地域との連携等〉

第２０条　事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行

う等地域との交流に努める。

２　事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員及び事業所が

所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

３　前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表する。

〈業務継続計画の策定等〉

第２１条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施

するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を

策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

　２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的

に実施するものとする。

　３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの

とする。

〈その他運営に関する重要事項〉

第２２条　事業者は、従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を

講ずるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業

務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修　　採用後１か月以内

（２）継続研修　　　年１回以上

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　事業者は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業

者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業者は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的

な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が

害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

５　事業者は、事業に関する諸記録を整備し、事業計画の記録については、当該計画に基づくサービス

の提供を終了した日から、その他の記録については当該記録を作成し、又は取得した日から５年間は保

存するものとする。

６　この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社縹色と事業所の管理者との協議

に基づいて定めるものとする。

附　則

　この規程は、令和５年１１月１日から施行する。

　この規程は、令和６年３月１８日から施行する。